(以下「 本学」という。) に 义 書 館 協 議 会 以下 \_ 協 議会」という。)を置く。

定本書会 !するもののほか、協議会は、附属図書館長候!·学における図書館資料、施設その他の図書館8|館及び部局の図書館又は図書室若しくは資料|には、次の各号に掲げる事項を審議する。 補資室者源の のの間 選効に 考果お に的け 関なる す収連 る集携事・及 事 項運び 境を審議でおります。 野なるものである。 の関事 とし項 する。 事

項

号までの 協 議 員 (第六号に あ

ただし、 補 欠の 協議員 の

任

議協総長議長協 長が必要と認めたとき。 議員二名以上の要求があったと長の諮問があったとき。 協議会は、次の各号に掲げるい

たとき

- 認は議め、員 認めたときは、協議員以外は、出席者の過半数で決し議員の半数以上が出席した 外しな の、け の者に出席を求め、説品で不同数のときは、詳ロれば開くことができれ 説明又は記しています。
- 4 3 2 と事協 意見を聴くことができる。決する。

六へ

2 第 条そ条協特条特議協協 の議別の日本の一番の一番の一番の一番によるでは、 会関会の会要議 にすの事) 認識 関る組項 認は 協議会が記 定に でめる。で特別委員↑ 会を置くことができる。

第 ハヘ七へ おい て処理する。

規

第 規 程 Ī 定めるも の の ほ か、 協 議 会 の 運 位営その 他 必要な事 項 Ŕ 協 議会が定める。

3 2 1 こ京こ にの都の附 か規大規 こ他 か程学程則の) わの附は、 、平成十七年三月三十一日までとする。 2後最初に委嘱する第三条第一項第四号から第[書館商議会規程(昭和二十九年達示第一号):-成十六年四月一日から施行する。

定 岩は、 号 までの協議員のうち、廃止する。 総長 が指名する協議 員 の 任 期 は 同 条第三項

の